



## 長野県告示第170号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護、介護予防又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	特定非営利活動法人ライフケア信州	上田市下武石288番地5	ヘルパーステーションこしごえ	上田市腰越1587番地5	平成20年2月1日
	有限会社宗明会	安曇野市堀金烏川1344番地4	訪問介護ステーションみどり	安曇野市堀金烏川1344番地4	平成20年1月1日
通所介護	特定非営利活動法人ライフケア信州	上田市下武石288番地5	宅老所長瀬庵	上田市長瀬2642番地7	平成20年2月1日
	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	温泉デイサービス湯けむり	岡谷市南宮3丁目3番8号	平成20年3月1日
	特定非営利活動法人中央アルプスの郷プロジェクト	駒ヶ根市赤穂2789番地	宅幼老所アルプスの郷いすず	駒ヶ根市赤穂2789番地	平成20年2月1日
短期入所生活介護	有限会社あづみの会	安曇野市穂高北穂高1716番地1	ショートステイ燦々ひまわり	安曇野市穂高北穂高1716番地1	平成20年3月1日
認知症対応型通所介護	有限会社あづみの会	安曇野市穂高北穂高1716番地1	寄り処ひまわり	安曇野市穂高北穂高1716番地1	平成19年8月1日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	特定非営利活動法人ライフケア信州	上田市下武石288番地5	ヘルパーステーションこしごえ	上田市腰越1587番地5	平成20年2月1日
	社会福祉法人協立福祉会	安曇野市豊科高家5285番地11	ヘルパーステーションあずみの里	安曇野市豊科高家5285番地11	平成20年2月1日
	あずみ農業協同組合	安曇野市豊科4270番地6	Jあずみ指定訪問介護事業所	安曇野市豊科4276番地1	平成20年1月1日
	特定非営利活動法人介護福祉センターアイ	安曇野市三郷小倉3909番地2	特定非営利活動法人介護福祉センターアイ	安曇野市三郷小倉3909番地2	平成19年11月1日
	有限会社宗明会	安曇野市堀金烏川1344番地4	訪問介護ステーションみどり	安曇野市堀金烏川1344番地4	平成20年1月1日
介護予防訪問看護	社会福祉法人協立福祉会	安曇野市豊科高家5285番地11	訪問看護ステーションあずみの里	安曇野市豊科高家5285番地11	平成20年2月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人ライフケア信州	上田市下武石288番地5	宅老所長瀬庵	上田市長瀬2642番地7	平成20年2月1日
	社会福祉法人平成会	塩尻市大字宗賀1310番地3	温泉デイサービス湯けむり	岡谷市南宮3丁目3番8号	平成20年3月1日
	特定非営利活動法人中央アルプスの郷プロジェクト	駒ヶ根市赤穂2789番地	宅幼老所アルプスの郷いすず	駒ヶ根市赤穂2789番地	平成20年2月1日
介護予防通所リハビリテーション	長野県	長野県大字南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町福島6613番地4	平成20年2月1日

介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人上伊那福祉協会	伊那市大字伊那3500番地1	南箕輪老人ホーム	上伊那郡南箕輪村2380番地1079	平成20年3月1日
介護予防短期入所療養介護	長野県	長野県大字南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	木曾郡木曾町福島6613番地4	平成20年2月1日

## 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人小谷村社会福祉協議会	北安曇郡小谷村大字中小谷丙2544番地3	介護支援せせらぎ	北安曇郡小谷村大字中小谷丙2544番地3	平成20年3月1日
医療法人丸山内科クリニック	安曇野市豊科4301番地6	医療法人丸山内科クリニック	安曇野市豊科4301番地6	平成19年8月1日
有限会社宗明会	安曇野市堀金烏川1344番地4	居宅介護支援事業所こだま	安曇野市堀金烏川1344番地4	平成20年1月1日
有限会社システムプラスワン	安曇野市豊科5188番地8	居宅介護支援事業所和(なごみ)	安曇野市豊科5179番地1	平成20年3月1日

地域福祉課

## 長野県告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事務所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
訪問看護	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日
訪問リハビリテーション	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日
短期入所療養介護	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日
居宅療養管理指導	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日

## 2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
					新	旧	
介護予防訪問リハビリテーション	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日
介護予防短期入所療養介護	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	医療法人抱生会丸の内病院	松本市渚1丁目7番45号	松本市渚1丁目7番45号	松本市開智2丁目3番50号	平成19年8月1日

介護予防 居宅療養 管理指導	医療法人抱生 会丸の内病院	松本市渚1丁目7 番45号	医療法人抱生会 丸の内病院	松本市渚1丁目7 番45号	松本市渚1丁目7 番45号	松本市開智2丁目 3番50号	平成19年 8月1日
----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	---------------

## 3 施設介護事業者

施設の 種類	名 称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
介護療養 型医療施 設	医療法人抱生 会丸の内病院	松本市渚1丁目7 番45号	医療法人抱生会 丸の内病院	松本市渚1丁目7 番45号	松本市渚1丁目7 番45号	松本市開智2丁目 3番50号	平成19年 8月1日

地域福祉課

## 長野県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
徳間デイサービスたんぼぼ	長野県長野市徳間1-11-5	平成20年3月16日

## (2) 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
小規模特別養護老人ホーム湯の里ちくま	長野県千曲市上山田温泉1丁目70-8	平成20年3月16日

## (3) 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宮下鋼機株式会社	長野県長野市高田寺村1340-1	平成20年3月16日

## 2 指定介護予防サービス事業者

## (1) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
徳間デイサービスたんぼぼ	長野県長野市徳間1-11-5	平成20年3月16日

## (2) 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宮下鋼機株式会社	長野県長野市高田寺村1340-1	平成20年3月16日

長寿福祉課

長野県告示第173号

福祉医療費給付事業補助金交付要綱(昭和46年長野県告示第168号)の一部を次のように改正します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

第1中「、老人」を削る。

第2第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号のア中「在校中の者(」の次に「高等学校を卒業した者を除く。」を加え、同号のイ中「児童等」の次に「(以下「母子家庭の子」という。))」を加え、同号を第3号とし、第5号のイ中「上記」を削り、「児童等」の次に「以下「父子家庭の子」という。))」を加え、同号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「(昭和57年法律第80号)の次に「。以下「高齢者医療確保法」という。」を加え、「老人医療受給者」を「後期高齢者医療被保険者」に改め、同号を第6号とし、第8号中「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に、「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」に改め、「老人訪問看護療養費明細書及び」を削り、「老人保健法」を「高齢者医療確保法」に改め、同号を第7号とする。

第3第1項の表の医療費補助金の項中「老人、」を削り、「老人保健法」を「高齢者医療確保法」に、「市町村」を「後期高齢者医療広域連合(高齢者医療確保法第48条に規定する広域連合をいう。))」に、

(5) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額  
(6) 老人にあつては、老人保健法の規定に基づき別に定める方法により算定した当該老人の負担額に相当する額

を

(5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、当該給付を受けることができる額に相当する額  
(6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額

に改

め、「老人の療養の給付等及び」を削る。

第3第2項第2号中「老人医療受給者」を「後期高齢者医療被保険者」に改め、同項第3号の表のア 老人の項を削り、同表のイ 障害者の項を次のように改める。

ア 障害者	身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上の者	次のいずれかに該当する場合 (7) 受給者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について、同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該受給者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第7条に定める額を超える場合 (4) 受給者の配偶者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)で当該受給者の生計を維持するもの(以下「生計維持者」という。)の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合
	療育手帳交付者	
	精神障害者保健福祉手帳交付者	
	65歳以上国民年金別表該当者	
	身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級の者	次のいずれかに該当する場合 (7) 受給者の前年の所得が課せられている場合 (4) 生計維持者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が、当該生計維持者の扶養親族等の有無及び数に応じて、同令第2条第2項に定める額以上である場合

第3第2項第3号の表中「ウ」を「イ」に改める。

附則

(適用期日)

1 この告示による改正後の福祉医療費給付事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成20年4月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。ただし、新要綱第3第2項第3号の表中アの規定は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日において現にこの告示による改正前の福祉医療費給付事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第2第1号の老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧要綱第2第1号の老人に該当している者については、なお従前の例による。この場合において、旧要綱第3第1項の表の第6号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号のハ、同法第145条第4項及び健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第42条第2項第3号又は第3項第3号」とする。

医療政策課国保・医療福祉室

**長野県告示第174号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称  
軽井沢町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業軽井沢町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和63年2月19日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和63年長野県告示第149号、平成7年長野県告示第710号、平成9年長野県告示第120号、平成16年長野県告示第183号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字下土取場、字二手橋、字東高瀬、字祝神、字水戸根、字手橋向、字南祝神、字大ヶ塚、字西屋敷裏外、字野沢、字上押出し、字中押出し、字下押出し、字東野沢原、字下中原、字東中谷地、字野沢原、字矢ヶ崎山、字雲場橋根、字雲場橋向、字離山下、字雲場橋際下、字雲場橋向道、字雲場川橋際上、字蜘蛛塚、字下一本柳、字上一本柳、字池ノ端道脇、字雲場橋際上及び字雲場川端下並びに軽井沢東並びに大字長倉字宿田平、字蟹沢、字船久保、字城ノ腰、字米倉、字寺屋敷、字芽黒、字中島、字龍田、字吉野、字尾畑、字俣田、字北浦及び字熊沢原の区域を追加する。

生活排水対策課

**長野県告示第175号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称  
上田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
上田市計画下水道事業 上田市公共下水道  
上田市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和42年10月5日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水対策課

**長野県告示第176号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称  
上田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
丸子都市計画下水道事業 丸子町公共下水道  
丸子町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和55年2月25日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水対策課

**長野県告示第177号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称  
伊那市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画下水道事業 伊那市公共下水道（伊那処理区・竜東北部処理区・美篤処理区）
- 3 事業施行期間  
平成2年2月3日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成2年長野県告示第91号、平成6年長野県告示第556号、平成10年長野県告示第140号及び平成15年長野県告示第534号の事業地のうち、大字美篤字太田久保、字六道原、字上羽場、字中原及び字下県地内において事業地を変更し、大字美篤字道ノ

上、字末広、字中林、字羽場、字道南、字道北、字横町、字富士塚、字桃の木、字下羽場、字中県、字上県、字上原、字今宮、字宮北、字宮地、字宮前、字山の神及び字上大島を加える。

生活排水対策課

長野県告示第178号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称  
伊那市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画下水道事業 伊那市公共下水道(高遠処理区・長藤処理区)
- 3 事業施行期間  
平成元年11月24日から  
平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

生活排水対策課

長野県告示第179号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

別記2中「及び旧別所村」を「、旧別所村及び旧丸子町」に、

「伊那市 伊那市のうち旧高遠町の地域  
大町市 大町市のうち旧八坂村の地域」を

「飯田市 飯田市のうち旧上村及び旧和田組合村の地域  
伊那市 伊那市のうち旧高遠町の地域  
飯山市 飯山市のうち旧飯山町の地域  
大町市 大町市のうち旧八坂村の地域  
茅野市 茅野市のうち旧ちの町の地域  
塩尻市 塩尻市のうち旧榑川村の地域」に、

「下伊那郡 清内路村」を「諏訪郡 下諏訪町  
下伊那郡 清内路村」に、

「東筑摩郡 生坂村のうち旧広津村の地域」を  
「東筑摩郡 生坂村のうち旧広津村の地域  
上水内郡 小川村」に改める。

別記3中「及び旧奈川村」を「、旧奈川村及び旧中山村」に、「旧丸子町」を「旧浦里村」に、「旧上村及び旧和田組合村」を

「旧木沢村及び旧八重河内村」に、

「大町市 大町市のうち旧大町、旧広津村及び旧美麻村の地域」を

「中野市 中野市のうち旧日野村、旧延徳村、旧豊井村及び旧永田村の地域  
大町市 大町市のうち旧大町、旧広津村及び旧美麻村の地域」

に、「旧飯山町」を「旧瑞穂村」に、「旧ちの町」を「旧玉川村、旧北山村」に、「旧筑摩地村」を「旧筑摩地村、旧塩尻町及び旧室賀村」に、「及び旧青沼村」を「、旧青沼村、旧大沢村、旧中込村、旧岩村田村、旧御代田村、旧三井村、旧志賀村、旧本牧村、旧春日村及び旧協和村」に、「小県郡 青木村」を

「南佐久郡 南相木村 「諏訪郡 下諏訪町  
小県郡 青木村」に、 上伊那郡 辰野町」を

「上伊那郡辰野町」に、「筑北村のうち旧本城村及び旧坂北村の地域」を「筑北村」に、「埴科郡 坂城町」を

「北安曇郡 白馬村のうち旧北城村の地域  
埴科郡 坂城町」に、「旧豊郷村」

「小川村  
中条村」を「中条村」に改める。

別記4中「旧中山村」を「旧片丘村」に、「旧東塩田村、旧浦里村」を「旧東塩田村」に、「旧日野村、旧延徳村、旧平野村、旧豊井村及び旧永田村」を「旧平野村及び旧倭村」に、「、旧岡山村及び旧瑞穂村」を「及び旧岡山村」に、「旧玉川村」を「旧湖東村」に、「旧塩尻町及び旧室賀村」を「旧広丘村」に、「旧大沢村、旧桜井村、旧前山村、旧岸野村、旧中込村、旧平賀村、旧岩村田村、旧平根村、旧三井村、旧志賀村及び旧切原村」を「旧桜井村、旧前山村、旧岸野村、旧平賀村、旧平根村、旧切原村及び旧布施村」に、「南相木村 北相木村」を、「北相木村」に、「飯島町のうち旧七久保村の地域」

「飯島町のうち旧七久保村の地域  
宮田村」に、「下伊那郡 下條村」

「下伊那郡 下條村  
売木村」に、

「東筑摩郡 筑北村のうち旧坂北村の地域」を  
「北安曇郡 白馬村のうち旧神城村の地域」に、

「下高井郡 木島平村  
野沢温泉村のうち旧市川村の地域」を

「下高井郡 木島平村」に、「旧中郷村」を「旧高岡村及び旧中郷村」に改める。

農業政策課

長野県告示第180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 湯沢望月線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から 佐久市協和字尾崎7121番地先まで	旧	4.5~30.0 m	1.1455 km
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から 佐久市協和字尾崎7121番地先まで	新	4.5~30.0	1.1455
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から 佐久市協和字大行原4789番地先まで		11.0~39.0	0.6940

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 雨境望月線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市協和字大行原4800番の1地先から 佐久市協和字大行原4795番地先まで	旧	14.0~19.0 m	0.1100 km
同 上	新	15.0~19.0	0.1100

道路管理課

#### 長野県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 東部望月線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市田中宇上宿187番の1地先から 東御市常田字トキタ662番の1地先まで	旧	7.0~9.5 m	0.4419 km
同 上	新	18.3~18.5	0.4455

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 矢沢真田線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町本原字北町上1620番の5地先から 上田市真田町本原字竹室2313番の1地先まで	旧	5.0~11.5 m	0.3800 km
同 上	新	6.5~11.0	0.3800

道路管理課

#### 長野県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村 井 仁

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 153号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市伊那263番の1地先から 伊那市伊那134番の7地先まで	旧	14.4~15.4 m	0.2580 km
同 上	新	14.4~16.0	0.2580

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 伊那インター線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪村8304番の377地先から 伊那市伊那622番の3地先まで	旧	20.0~48.0 m	2.5281 km
上伊那郡南箕輪村8304番の377地先から 伊那市伊那129番の18地先まで	新	20.0~54.5	2.8723

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 南箕輪沢渡線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
伊那市伊那335番地先から 伊那市伊那331番の1地先まで	旧	7.0~9.0 m	0.0767 km
同 上	新	7.0~19.5	0.0767

道路管理課

**長野県告示第183号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野荒瀬原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市中越2丁目47番の10地先から 長野市吉田1丁目545番の1地先まで	旧	10.5～4.2 m	0.6854 km
長野市中越2丁目47番の10地先から 長野市吉田1丁目545番の1地先まで	新	10.5～4.2	0.6854
長野市桐原1丁目606番の2地先から 長野市吉田1丁目598番の2地先まで		23.0～37.4	0.8720

道路管理課

**長野県告示第184号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 湯沢望月線
- (2) 供用を開始する区間  
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から  
佐久市協和字大行原4789番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月27日
- 2 (1) 路線名 雨境望月線
- (2) 供用を開始する区間  
佐久市協和字大行原4800番の1地先から  
佐久市協和字大行原4795番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月27日

道路管理課

**長野県告示第185号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月10日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 153号
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市伊那263番の1地先から  
伊那市伊那134番の7地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月29日
- 2 (1) 路線名 伊那インター線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市伊那661番の7地先から  
伊那市伊那129番の18地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月29日
- 3 (1) 路線名 南箕輪沢渡線
- (2) 供用を開始する区間  
伊那市伊那335番地先から  
伊那市伊那331番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成20年3月29日

道路管理課

**長野県告示第186号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
にれ沢1、駒沢川1、駒沢川3-1、駒沢川3-4、駒沢川2-1、駒沢川2-2、藤沢川、中入、大栗沢、梨ノ木沢、御堂久保、久保、細久保、菖蒲沢、よそくぼ、川鳥川、大沢川、本大沢、南沢、水無沢、唐木沢川、堂場沢、わでの沢川、吠沢川、ヨイチクボ、フモロ沢、樗沢川、赤坂川、水出、伊良沢川、川伍朗沢、よきとき沢、大洞沢川、小沢川、松葉沢1、松葉沢2、山の上、大洞、観音沢、寺林、センナ沢、しんぎ久保、大久保、にれ沢2-1、にれ沢4、大洞2、たけの沢川、鍋倉沢川、出の沢川、中ノ沢川、萱の沢川、七蔵寺1、穴倉沢、後沢、北ノ沢、大洞沢、小沢、大七郎沢、にれ沢3-1、にれ沢3-2、にれ沢3-3、大鐙沢、深沢、中曲尾、大曲尾、百瀬、須具利沢、栗平沢、除の沢、日陰沢、宿の沢1、カマス沢1、カマス沢2、樽沢、大雨坪、鍋倉沢川2、南栃久保、北栃久保、牧原、大前明、大西洞、山口前山、向林、大シバ、手斧久保及び北ノ沢2
- 2 指定の区域  
上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

梅の木沢、大嵐沢、弥生沢、寺沢、大萱沢、女高沢、正神川、黒川(1)、黒川(2)、北高安沢、高安沢、南高安沢、鹿塩川1、大塩沢、南大塩沢、小塩沢、柳島沢、田島沢、中尾沢、犬岩沢、北垣外沢、万塩沢、日影沢、勝田沢、文蔵沢(1)、文蔵沢(2)、文蔵沢(3)、ゲイロ沢、万平沢、桐久保沢、沢戸沢、寺沢(1)、松山沢、湯沢、大沢、荒木沢、樽度沢、上唐沢及び和合沢

## 2 指定の区域

下伊那郡大鹿村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

唐沢川1及び唐沢川2

## 2 指定の区域

塩尻市及び上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

サベ沢、入うね沢1、入うね沢2、入うね沢3、鳴沢川1、鳴沢川2、曲り沢1、曲り沢2、寺山南沢、勝手沢1、勝手沢2、

こはら沢1、こはら沢2、沢入沢、小羽子沢、大羽子沢及び黒沢川

## 2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

土口1、土口2、蟹沢1、蟹沢2、入沢川、金山川、北ノ沢、草山川、矢ノ口沢、三滝川、殿入東1、殿入東2、殿入東3、殿入東4、沢山川、仙石沢1、仙石沢2、南洞沢、寺山沢、隠れ場沢、小島団地1、小島団地2、打沢1、打沢2、寂蔭東1、ガン沢、オンダシ、明神沢、更級川1、更級川2、打越川、宮川、中村川、洞口、中沢川、佐野川、女宮沢、信陽沢、柳沢川、荏沢川、地獄沢、蟹沢川、滝沢川、谷沢川、日向沢、熊久保1、熊久保2、熊久保3、北山沢、中山沢北、中山沢、東山沢、茶壳原沢、茶壳原沢南、大沢北、大沢、福井1、磯部1、前沢、若宮1、若宮2、若宮3、芝原1、芝原2、仙石1、湯沢川、雄沢川1、雄沢川2、郷津川及び戸屋沢川

## 2 指定の区域

千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

## 1 土砂災害警戒区域の名称

長光寺沢1、長光寺沢2、和栗沢1、和栗沢2、内山北沢1、内山北沢2、内山北沢3、内山北沢4、内山北沢5、稲荷沢1、稲荷沢2、内山北沢6、大洞、南洞1、南洞2、板入沢、猿ヶ沢、戸立沢、上千石沢、三ノ沢、大沢、日向林ノ沢、北部谷沢、南部谷沢、小樽川1、小樽川2、千ノ平沢1、千ノ平沢2、坂口ノ沢、山岸沢1、山岸沢2、キチガ沢1、キチガ沢2及びキチガ沢3

## 2 指定の区域

下高井郡木島平村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯山建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
にれ沢1、駒沢川1、駒沢川3-1、駒沢川3-4、駒沢川2-1、中入、大栗沢、御堂久保、久保、よそくぼ、本大沢、南沢、唐木沢川、堂場沢、わでの沢川、吠沢川、ヨイチクボ、フモロ沢、樗沢川、赤坂川、水出、伊良沢川、川伍朗沢、よきとき沢、大洞沢川、小沢川、松葉沢1、松葉沢2、山の上、大洞、観音沢、寺林、センナ沢、しんぎ久保、大久保、にれ沢4、大洞2、たけの沢川、鍋倉沢川、出の沢川、中ノ沢川、萱の沢川、七蔵寺1、穴倉沢、後沢、北ノ沢、大洞沢、小沢、大七郎沢、にれ沢3-1、にれ沢3-2、にれ沢3-3、大罅沢、深沢、中曲尾、大曲尾、百瀬、須具利沢、栗平沢、除の沢、日陰沢、宿の沢1、カマス沢1、カマス沢2、樽沢、大雨坪、鍋倉沢川2、南栃久保、北栃久保、牧原、大前明、大西洞、山口前山、大シバ、手斧久保及び北ノ沢2
- 2 指定の区域  
上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

## 砂防課

## 長野県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
梅の木沢、大嵐沢、弥生沢、寺沢、大萱沢、正神川、黒川(2)、北高安沢、高安沢、南高安沢、南大塩沢、小塩沢、柳島沢、田島沢、犬岩沢、北垣外沢、万塩沢、日影沢、勝田沢、文蔵沢(1)、文蔵沢(3)、ゲイロ沢、湯沢、大沢、荒木沢、樽度沢及び和合沢
- 2 指定の区域  
下伊那郡大鹿村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

## 砂防課

## 長野県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
唐沢川1及び唐沢川2
- 2 指定の区域  
塩尻市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

## 砂防課

## 長野県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年3月27日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
サベ沢、入うね沢1、入うね沢2、入うね沢3、鳴沢川2、曲り沢1、曲り沢2、寺山南沢、勝手沢1、勝手沢2、こはら沢1、こはら沢2、沢入沢、小羽子沢及び大羽子沢
- 2 指定の区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するとおり

## 砂防課